

○総務省告示第二百八十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十九第八項、第四十九条の二十九の二第一項第二号、第四項第五号及び第八項並びに別表第三号45の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔一 略〕</p> <p>一 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備</p> <p>〔1〕6 略〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔1〕6 同上〕</p> <p>7 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。</p> <p>(一) 基地局の送信装置</p> <p>二〇ワット以下（チャンネル間隔が二〇MHzのものの場合にあつては、四〇ワット以下）であること。</p> <p>(二) 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置</p> <p>一の搬送波を放射する送信装置にあつては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に放射する送信装置にあつては送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。</p> <p>(2) 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置</p> <p>陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の陸上移動局の送信装置</p> <p>一の搬送波を放射する送信装置にあつては空中線電力の値が四〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に放射する送信装置にあつては送信する電波の空中線電力の総和が二〇〇ミリワット以下であること。</p> <p>(三) 陸上移動中継局の送信装置</p> <p>陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。</p> <p>8 〔同上〕</p>

7 〔略〕

8 〔同上〕

<p>三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備</p> <p>1 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。</p> <p>〔一・二〕 略</p> <p>〔三〕 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局と通信を行うものにあつては〔一〕に定める許容値を、基地局と通信を行うものにあつては〔二〕に定める許容値をそれぞれ適用する。</p> <p>〔2・3〕 略</p> <p>4 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。</p> <p>〔一・二〕 略</p> <p>〔三〕 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局と通信を行うものにあつては〔一〕に定める許容値を、基地局と通信を行うものにあつては〔二〕に定める許容値をそれぞれ適用する。</p> <p>5 スパリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>〔一・二〕 略</p> <p>〔三〕 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局と通信を行うものにあつては〔一〕に定める許容値を、基地局と通信を行うものにあつては〔二〕に定める許容値をそれぞれ適用する。</p> <p>6 陸上移動局（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。</p> <p>〔二〕 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。</p> <p>〔三〕 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。</p> <p>7 〔略〕</p> <p>8 〔略〕</p>	<p>三 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕 〔一・二〕 同上 〔新設〕</p> <p>〔2・3〕 同上</p> <p>4 〔同上〕 〔一・二〕 同上 〔新設〕</p> <p>5 〔同上〕 〔一・二〕 同上 〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>7 6 〔同上〕 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第二百八十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前																
<p>一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件 「1」6 略」</p> <p>7 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。 「(1) 略」 (2) 陸上移動局の送信装置</p>	<p>一 「同上」</p> <p>「1」6 同上」</p> <p>7 「同上」 「(1) 同上」 (2) 「同上」</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="230 521 647 558">周波数</th> <th data-bbox="651 521 1117 558">不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="230 561 647 940"> 「略」 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下、一、九〇六・六MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下、二、三三〇MHz以上二、三七〇MHz以下、三、四〇〇MHz以上四、一〇〇MHz以下及び四、五〇〇MHz以上四、九〇〇MHz以下を除く。）</td> <td data-bbox="651 561 1117 940"> 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇dBm以下の値</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 943 647 1220"> 一、四七五・九MHz以上一、四九六・七MHz未満</td> <td data-bbox="651 943 1117 1220"> 「1 略」 2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が一八〇kHz、一・〇八MHz、一・〇MHz、一・五MHz又は二〇MHzのものに限る。) 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三五dBm以下の値 「3 略」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 1224 647 1399"> 一、四九六・七MHz以上一、五一〇・九MHz以下</td> <td data-bbox="651 1224 1117 1399"> 「1 略」 2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が一八〇kHz、一・〇八MHz、一・〇MHz、一・五MHz又は二〇MHzのものに限る。)</td> </tr> </tbody> </table>	周波数	不要発射の強度の許容値	「略」 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下、一、九〇六・六MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下、二、三三〇MHz以上二、三七〇MHz以下、三、四〇〇MHz以上四、一〇〇MHz以下及び四、五〇〇MHz以上四、九〇〇MHz以下を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇dBm以下の値	一、四七五・九MHz以上一、四九六・七MHz未満	「1 略」 2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が一八〇kHz、一・〇八MHz、一・〇MHz、一・五MHz又は二〇MHzのものに限る。) 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三五dBm以下の値 「3 略」	一、四九六・七MHz以上一、五一〇・九MHz以下	「1 略」 2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が一八〇kHz、一・〇八MHz、一・〇MHz、一・五MHz又は二〇MHzのものに限る。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1187 521 1603 558">周波数</th> <th data-bbox="1608 521 2076 558">不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1187 561 1603 940"> 「同上」 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下、二、三三〇MHz以上二、三七〇MHz以下、三、四〇〇MHz以上四、一〇〇MHz以下及び四、五〇〇MHz以上四、九〇〇MHz以下を除く。）</td> <td data-bbox="1608 561 2076 940"> 「同上」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 943 1603 1220"> 「同上」</td> <td data-bbox="1608 943 2076 1220"> 「1 同上」 2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。) 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三五dBm以下の値 「3 同上」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 1224 1603 1399"> 「同上」</td> <td data-bbox="1608 1224 2076 1399"> 「1 同上」 2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。)</td> </tr> </tbody> </table>	周波数	不要発射の強度の許容値	「同上」 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下、二、三三〇MHz以上二、三七〇MHz以下、三、四〇〇MHz以上四、一〇〇MHz以下及び四、五〇〇MHz以上四、九〇〇MHz以下を除く。）	「同上」	「同上」	「1 同上」 2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。) 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三五dBm以下の値 「3 同上」	「同上」	「1 同上」 2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。)
周波数	不要発射の強度の許容値																
「略」 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下、一、九〇六・六MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下、二、三三〇MHz以上二、三七〇MHz以下、三、四〇〇MHz以上四、一〇〇MHz以下及び四、五〇〇MHz以上四、九〇〇MHz以下を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇dBm以下の値																
一、四七五・九MHz以上一、四九六・七MHz未満	「1 略」 2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が一八〇kHz、一・〇八MHz、一・〇MHz、一・五MHz又は二〇MHzのものに限る。) 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三五dBm以下の値 「3 略」																
一、四九六・七MHz以上一、五一〇・九MHz以下	「1 略」 2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が一八〇kHz、一・〇八MHz、一・〇MHz、一・五MHz又は二〇MHzのものに限る。)																
周波数	不要発射の強度の許容値																
「同上」 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下、二、三三〇MHz以上二、三七〇MHz以下、三、四〇〇MHz以上四、一〇〇MHz以下及び四、五〇〇MHz以上四、九〇〇MHz以下を除く。）	「同上」																
「同上」	「1 同上」 2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。) 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三五dBm以下の値 「3 同上」																
「同上」	「1 同上」 2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。)																

〔略〕	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三五dBm以下の値
〔略〕	〔略〕
一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値
一、九〇六・六MHz以上二、九一〇MHz未満	1 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、チャネル間隔が一〇MHz以上のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二五dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値
一、九一〇MHz以上一、九一五・七MHz以下	1 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、チャネル間隔が五MHz以上のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二五dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dBm以下の値
〔略〕	〔略〕

〔注1〜3 略〕

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもののうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件

〔1〜7 略〕

8 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するサブリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔(1) 略〕

(2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

〔同上〕	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三五dBm以下の値
〔同上〕	〔同上〕
一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値
一、八八四・五MHz以上二、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四二dBm以下の値
〔同上〕	〔同上〕

〔注1〜3 同上〕

〔一 同上〕

〔1〜7 同上〕

8 〔同上〕

〔(1) 同上〕

(2) 〔同上〕

周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八四五MHz以下、一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下、三・四GHz以上四・一GHz以下及び四・五GHz以上四・九GHz以下を除く。）（注5）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）三〇dBm以下の値
〔略〕	〔略〕
一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五〇dBm以下の値
〔略〕	〔略〕

〔注1〜6 略〕

③ 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕
一、〇〇〇MHz以上一・八GHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三dBm以下の値

〔注 略〕

イ 基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕
一、〇〇〇MHz以上一・八GHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）三〇dBm以下の値

周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八四五MHz以下、一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下、三・四GHz以上四・一GHz以下及び四・五GHz以上四・九GHz以下を除く。）（注5）	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五〇dBm以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下（注5）	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四二dBm以下の値
〔同上〕	〔同上〕

〔注1〜6 同上〕

③ 〔同上〕

ア 〔同上〕

周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
一、〇〇〇MHz以上一・八GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三dBm以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五二dBm以下の値

〔注 同上〕

イ 〔同上〕

周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
一、〇〇〇MHz以上一・八GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）三〇dBm以下の値

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔注 略〕

周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇 dBm 以下の値

イ 基地局を通信の相手方とするもの

〔注 略〕

周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値

ア 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。) を通信の相手方とするもの

(4) 陸上移動中継局の送信装置

〔注 略〕

	力が (二) 三〇 dBm 以下の値
--	--------------------

〔注 同上〕

周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満 (二、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五二 dBm 以下の値

イ 〔同上〕

〔注 同上〕

周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満 (二、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五二 dBm 以下の値

ア 〔同上〕

(4) 〔同上〕

〔注 同上〕

四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。)	力が (二) 三〇 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五二 dBm 以下の値

○総務省告示第二百八十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の八の二の三第二号ホの規定に基づき、平成二十九年総務省告示第二百九十四号（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔一・二 略〕</p> <p>三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕4 略〕</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、携帯無線通信、広帯域移動無線アクセスシステム及びローカル5 Gの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継により無線通信を行うものに限る。）と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（ただし、キャリアアグリゲーション技術を用いる場合を除く。）及び当該子機と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機については電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げる三三〇の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から即電気通信役務の提供（二以上の段階にわたる即電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）が管理するもの又はローカル5 Gの通信を行う者（ただし、電気通信事業者を除く。）が管理するものによることができるものとする。</p> <p>6 前二項にかかわらず、ローカル5 Gの基地局との間でキャリアアグリゲーション技術を用いる時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機であつて、ローカル5 Gの陸上移動局（中継により無線通信を行うものを除く。）及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機と通信を行うものについては、平成三十一年総務省告示第二十三号第一項第7号及び第二項第7号に、また、この場合における時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機については、平成三十一年総務省告示第二十三号第一項第8号及び第二項第8号によることができるものとする。</p> <p>〔別表第一号〕別表第三号 略〕</p> <p>〔別図第一号〕別図第三号 略〕</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔一〕4 同上〕</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、携帯無線通信及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局（中継により無線通信を行うものに限る。）又はローカル5 Gの基地局と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（ただし、キャリアアグリゲーション技術を用いる場合を除く。）及び当該子機と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機については電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げる三三〇の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から即電気通信役務の提供（二以上の段階にわたる即電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）が管理するもの又はローカル5 Gの通信を行う者（ただし、電気通信事業者を除く。）が管理するものによることができるものとする。</p> <p>6 前二項にかかわらず、ローカル5 Gの基地局との間でキャリアアグリゲーション技術を用いる時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機であつて、ローカル5 Gの陸上移動局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機と通信を行うものについては、平成三十一年総務省告示第二十三号第一項第7号及び第二項第7号に、また、この場合における時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機については、平成三十一年総務省告示第二十三号第一項第8号及び第二項第8号によることができるものとする。</p> <p>〔別表第一号〕別表第三号 同上〕</p> <p>〔別図第一号〕別図第三号 同上〕</p>
<p>備考 表中の「 」の記載は注記である。</p>	

○総務省告示第二百八十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第一項第二号及び第四号ハ、第二項第二号及び第四号ハ並びに第七項並びに別表第三号 17 (3) の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第二十三号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル 5 G の無線局の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
<p>一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四MHzを超え四・一MHz以下、四・五MHzを超え四・六MHz以下又は四・九MHzを超え五・〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては三・四MHzを超え三・六MHz以下又は四・九MHzを超え五・〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては三・四MHzを超え四・一MHz以下、四・五MHzを超え四・六MHz以下又は四・九MHzを超え五・〇MHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）及びローカル5Gの無線局の送信装置であつて、四・六MHzを超え四・九MHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては、四・八MHzを超え四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）の技術的条件</p> <p>1 設備規則第四十九條の六の十二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>「(1) 略」</p> <p>(2) 陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うものを除く。）の送信装置</p> <p>ア 一の搬送波を送信する送信装置</p> <p>次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも三〇・二デシベル（空中線電力が二三db以下である場合は二九・二デシベル）以上低い値又は（二）五〇dbm以下の値であること。</p> <p>「表略」</p> <p>イ 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置</p> <p>それぞれの搬送波について、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲当たりの平均電力が、隣接する複数の搬送波の電力の総和よりも三〇・二デシベル（空中線電力が二三db以下である場合は二九・二デシベル）以上低い値又は（二）五〇dbm以下の値であること。</p> <p>「表略」</p> <p>「ウ 略」</p> <p>(3) 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置</p> <p>ア 陸上移動局と通信を行う送信装置</p> <p>次の表の上欄に掲げる通過帯域幅（送信可能な帯域幅をいう。以下同じ。）に応じ</p>	

改正前	
<p>一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四MHzを超え四・一MHz以下又は四・五MHzを超え四・六MHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局（四・六MHzを超え四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）の送信装置の技術的条件</p> <p>1 設備規則第四十九條の六の十二第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>「(1) 同上」</p> <p>(2) 陸上移動局の送信装置</p> <p>ア 一の搬送波を送信する送信装置</p> <p>次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも一九・二デシベル以上低い値又は（二）五〇dbm以下の値であること。</p> <p>「表同上」</p> <p>イ 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置</p> <p>それぞれの搬送波について、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲当たりの平均電力が、隣接する複数の搬送波の電力の総和よりも一九・二デシベル以上低い値又は（二）五〇dbm以下の値であること。</p> <p>「表同上」</p> <p>「ウ 同上」</p> <p>「新設」</p>	

同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数帯当たりの各空中線端子における平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル（通過帯域幅が二〇MHzを超えるものにあつては四三・八デシベル）以上低い値又は当該周波数帯の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が（二）二三dB以下の値であること。

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
一〇	一〇	九・三六
一五	一五	一四・三三
二〇	二〇	一九・〇八
三〇	三〇	二八・八
四〇	四〇	三八・八八
五〇	五〇	四八・六
六〇	六〇	五八・三三
七〇	七〇	六八・〇四
八〇	八〇	七八・三
九〇	九〇	八八・三
一〇〇以上	一〇〇	九八・二八

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 基地局と通信を行う送信装置

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数帯当たりの各空中線端子における平均電力が、搬送波の電力よりも三〇・二デシベル（通過帯域幅が二〇MHzを超えるものにあつては二九・八デシベル）以上低い値であること。

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
一〇	一〇	九・三六
一五	一五	一四・三三
二〇	二〇	一九・〇八
三〇	三〇	二八・八
四〇	四〇	三八・八八
五〇	五〇	四八・六
六〇	六〇	五八・三三
七〇	七〇	六八・〇四

八〇	八〇	七八・二三
九〇	九〇	八八・二三
一〇〇以上	一〇〇	九八・二三

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行う送信装置

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの各空中線端子における平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル（通過帯域幅が二〇MHzを越えるものにおいては四三・八デシベル）以上低い値又は当該周波数帯域の任意の一〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が（二）二三db以下の値であること。

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
一〇	一〇	九・三六
一五	一五	一四・三三
二〇	二〇	一九・〇八
三〇	三〇	二八・八八
四〇	四〇	三八・八八
五〇	五〇	四八・六
六〇	六〇	五八・三三
七〇	七〇	六八・〇四
八〇	八〇	七八・二三
九〇	九〇	八八・二三
一〇〇以上	一〇〇	九八・二三

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 基地局と通信を行う送信装置

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの各空中線端子における平均電力が、搬送波の電力よりも三〇・二デシベル（通過帯域幅が二〇MHzを越えるものにおいては二九・八デシベル）以上低い値であること。

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
一〇	一〇	九・三六

〔新設〕

一五	一五	一四・三
二〇	二〇	一九・〇
二五	二五	二八・八
三〇	三〇	三八・八
三五	三五	四八・六
四〇	四〇	五八・三
四五	四五	六八・〇
五〇	五〇	七八・三
五五	五五	八八・三
一〇〇以上	一〇〇	九八・三

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

〔ア〕 略

(イ) 空中線端子のある送信装置のうち、四・五GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を使用するもの

〔略〕

〔ウ〕 略

(エ) 空中線端子のない送信装置のうち、四・五GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を使用するもの

〔略〕

〔イ〕 略

(2) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

〔ア・イ〕 略

3 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線局（基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）に限る。）の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（二〇サブフレームで一フレーム）であること。また、スロット長は、一ミリ秒、〇・五ミリ秒又は〇・二五ミリ秒のいずれかであること。なお、ローカル5Gの無線局の送信装置のフレーム構成が同期方式又は準同期方式である場合にあつては、別図第一号のとおりであつて、同期方式及び準同期

2 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。

(1) 「同上」

ア 「同上」

〔ア〕 同上

(イ) 空中線端子のある送信装置のうち、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するもの

〔同上〕

〔ウ〕 同上

(エ) 空中線端子のない送信装置のうち、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するもの

〔同上〕

〔イ〕 同上

(2) 陸上移動局の送信装置

〔ア・イ〕 同上

3 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（二〇サブフレームで一フレーム）であること。また、スロット長は、一ミリ秒、〇・五ミリ秒又は〇・二五ミリ秒のいずれかであること。なお、ローカル5Gの無線局の送信装置のフレーム構成が同期方式又は準同期方式である場合にあつては、別図第一号のとおりであつて、同期方式及び準同期方式のスペシャルスロット（スロット番号が三及び一三の場合

方式のスペシャルスロット（スロット番号が三及び一三の場合に限る。）におけるシンボルが、当該スロットの先頭から教えてダウンリンク（基地局から陸上移動局に無線通信を行う場合をいう。以下同じ。）が六以下、当該スロットの末尾から教えてアップリンク（陸上移動局から基地局に無線通信を行う場合をいう。以下同じ。）が四以下、準同期方式のスペシャルスロット（スロット番号が七及び一七の場合に限る。）におけるシンボルが、当該スロットの先頭から教えてダウンリンク〇以下であつて、ローカル5Gの基地局からの送信開始時間と次式により求められるGPS信号からの基準時間との許容時間差が一・五マイクロ秒以内であること。

$$\text{送信世界時10ナリ秒} \times n \text{ から } 59872 \times T_s \text{ を経過した時間}$$

$$n : \text{正整数}, T_s : 1 / (15000 \times 2048)$$

4 設備規則第四十九条の六の十二第一項第四号ハの総務大臣が別に定める陸上移動局（中継を行うものに限る。）の増幅度特性は、次の表の上欄に掲げる周波数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数	増幅度特性
送信周波数帯域の最も高い周波数から二〇〇kHz高い周波数以上 四MHz高い周波数未満	六〇・八デシベル以下
送信周波数帯域の最も低い周波数から四MHz低い周波数を超え二〇〇kHz低い周波数以下	
送信周波数帯域の最も高い周波数から四MHz高い周波数以上一・五MHz高い周波数未満	四五・八デシベル以下
送信周波数帯域の最も低い周波数から一・五MHz低い周波数を超え四MHz低い周波数以下	
送信周波数帯域の最も高い周波数から一・五MHz高い周波数以上	三五・八デシベル以下
送信周波数帯域の最も低い周波数から一・五MHz低い周波数以下	

5 略
6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置
次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯が二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の場合にあつては当該周波数帯の端から一〇MHz未満の周波数帯、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え五・〇GHz以下の場合にあつては当該周波数帯の端から四〇MHz未満の周

に限る。）におけるシンボルが、当該スロットの先頭から教えてダウンリンク（基地局から陸上移動局に無線通信を行う場合をいう。以下同じ。）が六以下、当該スロットの末尾から教えてアップリンク（陸上移動局から基地局に無線通信を行う場合をいう。以下同じ。）が四以下、準同期方式のスペシャルスロット（スロット番号が七及び一七の場合に限る。）におけるシンボルが、当該スロットの先頭から教えてダウンリンク〇以下であつて、ローカル5Gの基地局からの送信開始時間と次式により求められるGPS信号からの基準時間との許容時間差が一・五マイクロ秒以内であること。

$$\text{送信世界時10ナリ秒} \times n \text{ から } 59872 \times T_s \text{ を経過した時間}$$

$$n : \text{正整数}, T_s : 1 / (15000 \times 2048)$$

〔新設〕

4 同上
5 同上

(1) 〔同上〕

ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置
次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯が二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の場合にあつては当該周波数帯の端から一〇MHz未満の周波数帯、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の場合にあつては当該周波数帯の端から四〇MHz未満の周

波数帯とする。

「表略」

イ 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置
全空中線端子における不要発射の強度の総和に対し、アの許容値に20logLを加えた値を適用する。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯(二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え五・〇GHz以下の周波数帯をいう。ウにおいて同じ。)の端から四〇MHz未満の周波数帯とする。

「ウ略」

(2) 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信装置

「ア・イ略」

7 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置
次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯が二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の場合にあつては当該周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え五・〇GHz以下の場合にあつては当該周波数帯の端から四〇MHz以上離れた周波数帯とする。

「表略」

イ 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置
全空中線端子における不要発射の強度の総和に対し、アの許容値に20logLを加えた値を適用する。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯(二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え五・〇GHz以下の周波数帯をいう。ウにおいて同じ。)の端から四〇MHz以上離れた周波数帯とする。

「ウ略」

(2) 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
「略」	「略」
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(七七〇MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値

波数帯とする。

「表同上」

イ 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置
全空中線端子における不要発射の強度の総和に対し、アの許容値に20logLを加えた値を適用する。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯(二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数帯をいう。ウにおいて同じ。)の端から四〇MHz未満の周波数帯とする。

「ウ同上」

(2) 陸上移動局の送信装置

「ア・イ 同上」

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 「同上」

ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置
次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯が二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の場合にあつては当該周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の場合にあつては当該周波数帯の端から四〇MHz以上離れた周波数帯とする。

「表同上」

イ 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置
全空中線端子における不要発射の強度の総和に対し、アの許容値に20logLを加えた値を適用する。ただし、適用する周波数帯は、基地局が使用する周波数帯(二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数帯をいう。ウにおいて同じ。)の端から四〇MHz以上離れた周波数帯とする。

「ウ 同上」

(2) 陸上移動局の送信装置

「同上」

周波数帯	不要発射の強度の許容値
「同上」	「同上」
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値

九〇 MHz 以下及び九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。)

七七〇 MHz 以上七七三 MHz 未満

1 四・九 GHz を超え五・〇 GHz 以下の周波数を
使用するもの
任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平
均電力が(一)五〇 dBm 以下の値
2 1 以外のもの
任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電
力が(二)三六 dBm 以下の値

〔略〕

一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満 (一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下、二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下及び二、三三〇 MHz 以上二、三七〇 MHz 以下を除く。)(注4)

〔略〕
任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電
力が(一)三〇 dBm 以下の値

一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満 (一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下、二、三三〇 MHz 以上二、三七〇 MHz 以下、二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下、三・四 GHz 以上四・一 GHz 以下及び四・五 GHz 以上四・九 GHz 以下を除く。)(注5)

任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電
力が(一)三〇 dBm 以下の値

一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下

任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電
力が(一)五〇 dBm 以下の値

二、三三〇 MHz 以上二、三七〇 MHz 以下

1 四・九 GHz を超え五・〇 GHz 以下の周波数を
使用するもの

九〇 MHz 以下及び九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。)

〔同上〕

〔同上〕

一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満 (一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)(注4)

〔同上〕

一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満 (一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下、三・四 GHz 以上四・一 GHz 以下及び四・五 GHz 以上四・九 GHz 以下を除く。)(注5)

〔同上〕

一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八〇五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下

任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電
力が(一)五〇 dBm 以下の値

一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下

任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が
(一)四一 dBm 以下の値

〔略〕	任意の1、000 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 50 dBm以下の値
〔略〕	2 1以外のもの 任意の1、000 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 30 dBm以下の値

〔注1～6 略〕

(3) 陸上移動局(中継を行うものに限る。)の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行う送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、送信周波数帯の端から100m以上離れた周波数帯とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
9 kHz以上150 kHz未満	任意の1 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 13 dB以下の値
150 kHz以上300 mHz未満	任意の10 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 13 dB以下の値
300 mHz以上1,000 mHz未満	任意の100 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 13 dB以下の値
1,000 mHz以上12.75 MHz未満	任意の1,000 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 13 dB以下の値
12.75 MHz以上送信周波数帯域の上端の五倍未満	任意の1、000 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 13 dB以下の値

イ 基地局と通信を行う送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、送信周波数帯の端から100m以上離れた周波数帯とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
9 kHz以上150 kHz未満	任意の1 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 36 dB以下の値
150 kHz以上300 mHz未満	任意の10 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 36 dB以下の値
300 mHz以上1,000 mHz未満	任意の100 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 36 dB以下の値

〔同上〕	〔同上〕
------	------

〔注1～6 同上〕

〔新設〕

1,000MHz以上12.75GHz未満	任意の1,000MHzの帯域幅における平均電力が(一)30dB以下の値
12.75GHz以上送信周波数帯域の上端の五倍未満	任意の1,000MHzの帯域幅における平均電力が(一)30dB以下の値

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行う送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、送信周波数帯の端から10MHz以上離れた周波数帯とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
9MHz以上150MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)13dB以下の値
150MHz以上300MHz未満	任意の10MHzの帯域幅における平均電力が(一)13dB以下の値
300MHz以上1,000MHz未満	任意の100MHzの帯域幅における平均電力が(一)13dB以下の値
1,000MHz以上12.75GHz未満	任意の1,000MHzの帯域幅における平均電力が(一)13dB以下の値
12.75GHz以上送信周波数帯の上端の五倍未満	任意の1,000MHzの帯域幅における平均電力が(一)13dB以下の値

イ 基地局と通信を行う送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。ただし、適用する周波数帯は、送信周波数帯の端から10MHz以上離れた周波数帯とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
9MHz以上150MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)36dB以下の値
150MHz以上300MHz未満	任意の10MHzの帯域幅における平均電力が(一)36dB以下の値
300MHz以上1,000MHz未満	任意の100MHzの帯域幅における平均電力が(一)36dB以下の値
1,000MHz以上12.75GHz未満	任意の1,000MHzの帯域幅における平均電力が(一)30dB以下の値

〔新設〕

一一・七五㎐以上送信周波数帯域の上端の五倍未満	任意の一〇〇〇㎐の帯域幅における平均電力が(一)三〇㎐以下の値
-------------------------	---------------------------------

8|| 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告R.22に準拠するネットワークを識別するためにローカル5Gの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局(中継を行うものに限る)が使用する番号は、九九九〇〇二とすること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第九号に掲げるE-UTRAの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した仰電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。

9|| 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告R.22に準拠する端末設備を識別するためにローカル5Gの陸上移動局(中継を行うものを除く)が使用する番号は、次のとおりであること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるE-UTRAの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した仰電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。

〔略〕

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七㎐を超え二八・二㎐以下又は二九・一㎐を超え二九・五㎐以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局(二八・二㎐を超え二九・一㎐以下の周波数の電波を使用するものに限る)の送信装置の技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔(1) 略〕

(2) 陸上移動局(中継を行うものを除く)の送信装置

〔ア・イ 略〕

(3) 陸上移動局(中継を行うものに限る)の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行う送信装置

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも一五・七アンペア以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一〇〇〇㎐の帯域幅当たりの平均電力が(一)二三㎐以下の値であること。

通過帯域幅(㎐)	離調周波数(㎐)(注)	周波数幅(㎐)
五〇	五〇	四七・五二
一〇〇	一〇〇	九五・〇四
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八

7|| 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告R.22に準拠するネットワークを識別するためにローカル5Gの基地局が使用する番号は、九九九〇〇二とすること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第九号に掲げるE-UTRAの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した仰電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。

8|| 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告R.22に準拠する端末設備を識別するためにローカル5Gの陸上移動局が使用する番号は、次のとおりであること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるE-UTRAの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した仰電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。

〔同上〕

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七㎐を超え二八・二㎐以下又は二九・一㎐を超え二九・五㎐以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局(二八・二㎐を超え二九・一㎐以下の周波数の電波を送信するものに限る)の送信装置の技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔(1) 同上〕

(2) 陸上移動局の送信装置

〔ア・イ 同上〕

〔新設〕

四〇〇以上	四〇〇	三八〇・一六
-------	-----	--------

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも一四・七デシベル以上低い値であること。

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
五〇	五〇	四七・五二
一〇〇	一〇〇	九五・〇四
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
四〇〇以上	四〇〇	三八〇・一六

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が(二)二三db以下の値であること。

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
五〇	五〇	四七・五二
一〇〇	一〇〇	九五・〇四
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
四〇〇以上	四〇〇	三八〇・一六

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも一四・七デシベル以上低い値であること。

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
五〇	五〇	四七・五二

〔新設〕

100	100	九五・〇四
100	100	一九〇・〇八
四〇〇以上	四〇〇	三八〇・一六

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

「削る」

2 設備規則第四十九条の六の十二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線局（基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）に限る。）の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームで一フレーム）であること。また、スロット長は、〇・二五ミリ秒又は〇・一二五ミリ秒のいずれかであること。なお、ローカル5Gの無線局の送信装置のフレーム構成が同期方式又は準同期方式である場合にあつては、別図第二号のとおりであつて、同期方式のスペシャルスロットにおけるシンボルが、当該スロットの先頭から数えてダウンリンクが一〇以下、当該スロットの末尾から数えてアップリンクが二以下、準同期方式のスペシャルスロットにおけるシンボルが、当該スロットの先頭から数えてダウンリンクが二以下であつて、ローカル5Gの基地局からの送信開始時間と次式により求められるGPS信号からの基準時間との許容時間差が一・五マイクロ秒以内であること。

送信時間間隔 T_s (ミリ秒) $\times n$ から $59872 \times T_s$ を除した時間

n : 円整数, T_s : $1 / (15000 \times 2048)$

3 設備規則第四十九条の六の十二第二項第四号への総務大臣が別に定める陸上移動局（中継を行うものに限る。）の増幅度特性は、次の表の上欄に掲げる周波数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数	増幅度特性
送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数以上一五〇MHz高い周波数未満	七〇・一デシベル以下
送信周波数帯域の最も低い周波数から一五〇MHz低い周波数を越え四〇MHz低い周波数以下	
送信周波数帯域の最も高い周波数から一五〇MHz高い周波数以上四〇〇MHz高い周波数未満	五七・一デシベル以下
送信周波数帯域の最も低い周波数から四〇〇MHz低い周波数を越え一五〇MHz低い周波数以下	
送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇〇MHz高い周波数以上	三七・一デシベル以下
送信周波数帯域の最も低い周波数から四〇〇MHz低い周波数以下	

2 設備規則第四十九条の六の十二第二項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、規定しない。

3 設備規則第四十九条の六の十二第二項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームで一フレーム）であること。また、スロット長は、〇・二五ミリ秒又は〇・一二五ミリ秒のいずれかであること。なお、ローカル5Gの無線局の送信装置のフレーム構成が同期方式又は準同期方式である場合にあつては、別図第二号のとおりであつて、同期方式のスペシャルスロットにおけるシンボルが、当該スロットの先頭から数えてダウンリンクが一〇以下、当該スロットの末尾から数えてアップリンクが二以下、準同期方式のスペシャルスロットにおけるシンボルが、当該スロットの先頭から数えてダウンリンクが一・二以下であつて、ローカル5Gの基地局からの送信開始時間と次式により求められるGPS信号からの基準時間との許容時間差が一・五マイクロ秒以内であること。

送信時間間隔 T_s (ミリ秒) $\times n$ から $59872 \times T_s$ を除した時間

n : 円整数, T_s : $1 / (15000 \times 2048)$

「新設」

「4 略」

5 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

「(1) 略」

(2) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	不要発射の強度の許容値
五〇	五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()〇・八dB以下の値
	五以上一〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()八・八dB以下の値
一〇〇	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()〇・八dB以下の値
	一〇以上二〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()八・八dB以下の値
二〇〇	二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()〇・八dB以下の値
	二〇以上四〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()八・八dB以下の値
四〇〇	四〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()〇・八dB以下の値
	四〇以上八〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()八・八dB以下の値

「注1・2 略」

イ 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

「4 同上」

5 「同上」

「(1) 同上」

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 「同上」

「同上」

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	不要発射の強度の許容値
五〇	五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()一・七dB以下の値
	五以上一〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()九・七dB以下の値
一〇〇	一〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()一・七dB以下の値
	一〇以上二〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()九・七dB以下の値
二〇〇	二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()一・七dB以下の値
	二〇以上四〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()九・七dB以下の値
四〇〇	四〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()一・七dB以下の値
	四〇以上八〇〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()九・七dB以下の値

「注1・2 同上」

イ 「同上」

「同上」

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	不要発射の強度の許容値
100	10未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()0・8dB以下の値
	10以上200未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()8・8dB以下の値
200	20未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()0・8dB以下の値
	20以上400未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()8・8dB以下の値
300	30未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()0・8dB以下の値
	30以上600未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()8・8dB以下の値
400	40未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()0・8dB以下の値
	40以上800未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()8・8dB以下の値
450	45未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()0・8dB以下の値
	45以上900未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()8・8dB以下の値
500	50未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()0・8dB以下の値
	50以上1、000未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()8・8dB以下の値
600	60未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()0・8dB以下の値
	60以上1、200未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()8・8dB以下の値
650	65未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()0・8dB以下の値
	65以上1、300未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()8・8dB以下の値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	不要発射の強度の許容値
100	10未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()1・7dB以下の値
	10以上200未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()9・7dB以下の値
200	20未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()1・7dB以下の値
	20以上400未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()9・7dB以下の値
300	30未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()1・7dB以下の値
	30以上600未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()9・7dB以下の値
400	40未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()1・7dB以下の値
	40以上800未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()9・7dB以下の値
450	45未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()1・7dB以下の値
	45以上900未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()9・7dB以下の値
500	50未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()1・7dB以下の値
	50以上1、000未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()9・7dB以下の値
600	60未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()1・7dB以下の値
	60以上1、200未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()9・7dB以下の値
650	65未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()1・7dB以下の値
	65以上1、300未満	任意の1、000kHzの帯域幅における平均電力が()9・7dB以下の値

七〇〇	〇未満	均電力が(一)八・八dB以下の値
	七〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)〇・八dB以下の値
八〇〇	七〇以上一、四〇	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・八dB以下の値
	〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)〇・八dB以下の値
八〇〇	八〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)〇・八dB以下の値
	八〇以上一、六〇	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・八dB以下の値
八〇〇	〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・八dB以下の値
	八〇以上一、六〇	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)〇・八dB以下の値

〔注 略〕

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔(1) 略〕

(2) 陸上移動局(中継を行うものを除く)の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

〔表略〕

(3) 陸上移動局(中継を行うものに限る)の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行う送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dB以下の値
一、〇〇〇MHz以上搬送波の上端の周波数の二倍未満又は六〇〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dB以下の値

注1 送信周波数帯域の端から一・五MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

2 搬送波の送信周波数帯域が二七MHzを超え二七・五MHz以下の周波数を含む場合にあつては、二三・六MHzを超え二四MHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九dB以下の値とする。

イ 基地局と通信を行うもの送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

七〇〇	〇未満	均電力が(一)九・七dB以下の値
	七〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dB以下の値
八〇〇	七〇以上一、四〇	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dB以下の値
	〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dB以下の値
八〇〇	八〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dB以下の値
	八〇以上一、六〇	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dB以下の値
八〇〇	〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)九・七dB以下の値
	八〇以上一、六〇	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一・七dB以下の値

〔注 同上〕

6 〔同上〕

〔(1) 同上〕

(2) 陸上移動局の送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

〔表同上〕

〔新設〕

周波数帯	不要発射の強度の許容値
六 GHz 以上二二・七五 GHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三 dB 以下の値
一一・七五 GHz 以上搬送波の上端の周波数の二倍未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三 dB 以下の値

注 1 送信周波数帯域の端から一・五 GHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

- 2 搬送波の送信周波数帯域が二七 GHz を超え二七・五 GHz 以下を含む場合にあつては、一三・六 GHz を超え二四 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 五 dB 以下の値とする。

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行う送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三 dB 以下の値
一、〇〇〇 kHz 以上搬送波の上端の周波数の二倍未満又は六〇 GHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三 dB 以下の値

注 1 送信周波数帯域の端から一・五 GHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

- 2 搬送波の送信周波数帯域が二七 GHz を超え二七・五 GHz 以下を含む場合にあつては、一三・六 GHz を超え二四 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 九 dB 以下の値とする。

イ 基地局と通信を行う送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
六 GHz 以上二二・七五 GHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三 dB 以下の値
一一・七五 GHz 以上搬送波の上端の周波数の二倍未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三 dB 以下の値

注 1 送信周波数帯域の端から一・五 GHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

- 2 搬送波の送信周波数帯域が二七 GHz を超え二七・五 GHz 以下を含む場合にあつては、

〔新設〕

二三・六GHzを超え二四GHz以下の周波数帯における不要放射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五dB以下の値とする。

- 7 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告F.2.2.2に準拠するネットワークを識別するためにローカル5Gの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局(中継を行うものに限る)が使用する番号は、九九九〇〇二とすること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるE-UTRAの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した御電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。
- 8 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告F.2.2.2に準拠する端末設備を識別するためにローカル5Gの陸上移動局(中継を行うものを除く)が使用する番号は、次のとおりであること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるE-UTRAの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した御電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。

〔略〕

〔別図第一号・別図第二号 略〕

- 7 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告F.2.2.2に準拠するネットワークを識別するためにローカル5Gの基地局が使用する番号は、九九九〇〇二とすること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるE-UTRAの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した御電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。
- 8 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告F.2.2.2に準拠する端末設備を識別するためにローカル5Gの陸上移動局が使用する番号は、次のとおりであること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則別表第九号に掲げるE-UTRAの指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した御電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。

〔同上〕

〔別図第一号・別図第二号 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この告示の施行の日から令和九年八月三十一日までの間におけるこの告示による改正後の平成三十一年総務省告示第二十三号第二項の適用については、同項第六号(3)アの表注二中「(一) 九 dB_m以下の値」とあるのは「(一) 三 dB_m以下の値」と、同項第六号(3)イの表注二中「(一) 五 dB_m以下の値」とあるのは「一 dB_m以下の値」と、同号(4)アの表注二中「(一) 九 dB_m以下の値」とあるのは「(一) 三 dB_m以下の値」と、同号(4)イの表注二中「(一) 五 dB_m以下の値」とあるのは「一 dB_m以下の値」とする。
- 2 この告示の施行の日から令和九年八月三十一日までの間に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している無線設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備の条件については、令和九年九月一日以後も、この告示による改正後の平成三十一年総務省告示第二十三号第二項第六号(3)アの表注二、第二項第六号(3)イの表注二、同号(4)アの表注二及び同号(4)イの表注二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 この告示の施行の日から令和九年八月三十一日までの間に受けた無線設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信又はローカル 5 G の無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備に係る電波法（昭和二十五年法律第百三十一

号) 第三十八条の二の二第一項の技術基準適合証明及び同法第三十八条の二十四第一項の工事設計
認証は、令和九年九月一日以後においても、なおその効力を有する。

○総務省告示第二百八十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号17(3)の規定に基づき、令和二年総務省告示第二百五十一号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前												
<p>〔一〜四 略〕</p> <p>五 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 陸上移動局の送信装置</p> <p>次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="241 486 1086 630"> <thead> <tr> <th>周波数帯</th> <th>不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下</td> <td>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dB以下の値</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〜7 略〕</p> <p>8 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数を使用する場合において、五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては、一、九一〇MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二五dB以下、一〇MHz以上をチャンネル間隔とする送信装置にあつては、一、九〇六・六MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二五dB以下の値であること。</p>	周波数帯	不要発射の強度の許容値	〔略〕	〔略〕	一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dB以下の値	<p>〔一〜四 同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <table border="1" data-bbox="1182 486 2027 630"> <thead> <tr> <th>周波数帯</th> <th>不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔同上〕</td> <td>〔同上〕</td> </tr> <tr> <td>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下</td> <td>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四二dB以下の値</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注1〜7 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>	周波数帯	不要発射の強度の許容値	〔同上〕	〔同上〕	一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四二dB以下の値
周波数帯	不要発射の強度の許容値												
〔略〕	〔略〕												
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇dB以下の値												
周波数帯	不要発射の強度の許容値												
〔同上〕	〔同上〕												
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四二dB以下の値												
<p>備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>													